

## 平成28年3月 定例会（第1回）会議録（抜粋）

◆24番（小川利枝子君） おはようございます。公明党を代表して一般質問いたします。

ちまたではかま姿の女性を目にすると、卒業シーズンになったことを実感いたします。昨日、この議場から新たな門出を祈念するかけ声があり、春先の風を感じました。今年度で退職される市長事務部局のまとめ役である副市長、そして部長の皆様、これまで大変ありがとうございました。この場をかりて御礼申し上げます。西村副市長、諏訪部長、白川部長、岡澤部長、この場にはおられません、吉川室長、広瀬部長、皆様の歯切れのよい答弁は、市長が目指す習志野市政を私ども市議会議員に正確無比にお伝えいただきました。市長を支える屋台骨として、時には右腕としての御活躍には敬意とともに安堵感を覚えたものでございます。皆様のほか、本議会ではお会いすることがなかった部長さんも数名退職されると伺っています。無事退職されることは喜ばしいことであると同時に、やはり一抹の寂しさは隠し切れません。しかし、不安は感じたくございません。これからの20日余り、常任委員会も予算委員会もでございます。ぜひ、皆様が育ててきた手法や人脈を後に続く職員がむさぼりたくなるように示していただきたいと願っております。次の定例会では機構改革もでございますことから、顔ぶれも肩書きも大きく変わります。皆様の後ろ姿を追ってきた職員が自信を持ってみずからの背中で語れますよう、最後の一日まで御尽力いただくことを重ねてお願いいたします。

それでは、一般質問に移ります。質問の1点目は子育て支援策についてお尋ねいたします。

昨年12月の定例会において、私ども公明党は平成28年度に実施される機構改革案に、2期目を迎えた宮本市長が本市の将来を見据え、組織自体の課題に対し正面から挑んだものと受けとめ、賛成いたしました。今、市役所内を歩いておきますと、関連する部署はそのための準備に追われていることが伝わってまいります。そのような状況下にあつて、こども部創設時からの課題である子ども施策に係る部署の一元化は、新庁舎での業務開始に合わせてとの具体的な目標時期を定め、順延となったことを確認いたしました。子ども施策に係る部署の一元化については、それぞれの部署で精査に時間を要することは伺っておりますが、いま一度、平成29年度以降の子ども施策に係る部署のあり方についてどのような方針を持って臨んでいるのかお伺いいたします。

質問の2点目は、債権管理についてお尋ねいたします。

平成28年度より債権管理課及び税制課は協働経済部窓口サービス推進室に組み込まれます。以前より申し上げているとおり、行政事務における滞納整理には市民の生活再建の視点を持つべきと考えます。したがって、サービスという名称に包括されるということは、そのような視点に基づくものであったと私は推察いたします。

そこで、平成28年度に向けた本市の債権管理のあり方を確認するに当たり、まずは平成27年度末に予想される収入未済と収納に至らなかった主な原因及び5月の出納閉鎖までの取り組みについてお伺いいたします。

質問の最後は、市民要望のございました交通施策について2点お伺いいたします。

1点目は、京成津田沼駅南口のロータリーにおいて、障がいをお持ちの方を送迎する車両の乗降スペースの確保についてでございます。

京成津田沼駅はJR津田沼駅と並んで、本市の交通の要衝であり、南口の駅前ロータリーは乗り入れる車両で大変混雑していることは承知いたしております。そのような状況にはございますが、

現在御家族に障がいをお持ちの方より、送迎車両の乗降スペースを1台分確保してほしいとの切実なお声がございます。京成津田沼駅は、京成電鉄や市の努力によって改札口内外ともバリアフリー化が図られ、車椅子を利用される方にとっては移動が格段にスムーズとなりました。しかし、駅からロータリー内の送迎車両に乗ったり、あるいは送迎車両からおりて駅に向かうのに、乗降スペースが明示されていない現状では安全上の課題がございますし、その都度停車位置を変えなければならないという不便さもございます。

そこで、京成津田沼駅南口ロータリーに障がいをお持ちの方を送迎する車両の乗降スペースを確保していただくよう求めますが、いかがでしょうか。

交通施策の2点目は、谷津2丁目にある国道14号と吉野モータース脇、一方通行の市道との交差点における歩行者用信号の設置についてお伺いいたします。

この交差点には既に信号機が設置されておりますが、市道が狭く、見通しが悪いこともあって、国道の南側の歩道を通行する歩行者と、袖ヶ浦方向から国道に出る車との接触事故が発生しております。私は現地の危険性を指摘し、安全確保の方策を講じるよう繰り返し訴えてまいりました。安全対策に関する警察との協議の進捗状況はいかがでございましょうかお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◎市長(宮本泰介君) 皆さん、おはようございます。本日も一般質問よろしくお願ひいたします。

それでは、小川利枝子議員の一般質問にお答えしてまいります。

きょうは3月3日ですからひな祭りですね。耳の日でもございますけれども、いずれにしても暖かい日であります。これから、どうも本格的に暖かくなってくるようになりますけれども、これまたいいニュースがいろいろ入ってくるよう願うばかりでございます。

それでは、大きな1点目、子育て支援につきまして、子育て支援に係る組織体制についてお答えいたします。

国における子育て支援政策は、平成15年に制定されました次世代育成支援対策推進法及び少子化対策基本法によりまして、従来の保育サービスに関する施策を中心としたものから、子どもを育成する家庭を社会全体が一体となって支援するという、より総合的な取り組みを推進することとなりました。

本市ではこのような政策の方向性や著しい少子化の進展を踏まえ、子どもの発達に応じた一貫性のある保育・教育の確保、保育一元化の推進、多様な保育サービス、子育て支援サービスの充実など、福祉・教育・保健、そして生活全般にわたります複合的な施策を展開することを目的として、平成16年度にこども部を設置いたしました。これによりまして、窓口の一本化、相談業務の強化など、市民の立場に立った子ども施策の充実を図ってきたところであります。

御質問の子ども施策の所管の一元化につきましては、平成28年度の機構改革において、放課後児童会、母子保健、発達支援などの業務を現行のこども部の所管に加えることを検討してまいりました。しかしながら、放課後児童会については民間活力導入に関する検討、母子保健等につきましては現在の地区保健活動に求められる保健師活動のあり方など、さまざまな課題を整理する必要があることから、今回の実施に関しては見送ることにいたしました。全てのお子さんに良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するために、本市の子育て支援をさらに強化・充実していくためには各業務の連携が大変重要であります。現状の課題を整理いたし

まして、その上で平成29年度からさらに市民ニーズに即した子育て支援体制に強化いたしてまいります。

続きまして、大きな2番目、債権管理の実情について、平成27年度の決算見込みについてお答えいたします。

債権管理につきましては、これまで徴収を担当する職員、所属長に対する講演会及び債権管理課と各課の合同臨戸等の実施によりまして、意識改革・実務能力の向上を図り、収入未済額の縮減に向け取り組んでいるところであります。平成27年度は徴収に係る取り組みの推進により収入未済額の縮減が図られているものの、収入未済額は約30億円になるものと見込んでおります。

この収入未済額が発生しております36の債権のうち、市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の5つの市税並びに国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の3つの保険料、5つの税金と3つの料金関係、保険料ですね、これで36債権のうちの9割を占めております。これら市税及び保険料につきましては、継続的に財産調査、納付折衝等を進める中で、分割により自主的な納付、給料・預金等の差し押さえの実施などによりまして、一定の成果が上がっているものと考えておりますが、滞納額に対する部分的な徴収となりますために、大幅な縮減は見込めない状況となっております。

また、収入未済となります主な原因といたしましては、納付意識の希薄化及び生活困窮であります。特に、生活困窮世帯につきましては、生活再建ができるよう各種制度による支援策を講じるとともに、財産や収入等を調査する中で資力等を見きわめ、滞納処分の執行停止を視野に入れながら取り組んでいるところでございます。

今年度も年度末となり、時間は限られておりますが、滞納整理を遅滞なく進めること、5月末の出納閉鎖まで現年分の履行管理を徹底することによりまして、引き続き収入の確保に努めてまいります。

大きな3番目、交通施策について、(1)京成津田沼駅前ロータリーにおける障がい者の送迎車乗降用スペースの確保についてお答えいたします。

京成津田沼駅南口ロータリーは福祉バス、ハッピーバス、タクシー、さらには通勤時間帯を中心に企業送迎バスも乗り入れ、本市の重要な交通結節点として機能しております。これら各種車両が混乱なくロータリー内を御利用いただけますように、現状、路面に各種車両の停車位置を明示するとともに、駅前交番に出入りする警察車両のためのスペースも設けておりますが、公共交通あるいは公共施設送迎車両を優先する中で、そのほかの車両向けの停車スペースが十分とは言えない実態であります。

本市は、平成26年度に策定したバリアフリー移動円滑化基本計画におきまして、京成津田沼駅周辺地区を従来の計画に引き続き重点整備地区として位置づけております。全ての方にとって移動しやすい環境を整えるという現計画の趣旨を具体化する上でも、障がい者用送迎車両の停車スペースを特定、明示することは重要であると認識しているところです。そこで、現在の一般車利用の駐車場所をタクシーの待機場所の方向に数メートル移動することにより生み出されるスペースを送迎車両用に確保したいと考えております。今後、車椅子の乗り入れに対応した段差の解消の検討、あるいはタクシー業界への周知などの作業を経て、早期の実現に努めてまいります。

続いて(2)、最後ですけれども、谷津2丁目交差点における安全対策についてお答えいたします。

谷津2丁目に所在いたします国道14号と市道02-034号線の交差点における安全対策の必要性については、かねてより小川議員から御指摘、御要望をいただいているところであります。この場所は向山小学校から14号線沿いにずっとおりていったところの交差点のところですね、その反対側から、ちょうど一方通行の出口に当たるところなんですけれども、ここには横断歩道がなかったんですね。それで非常に危ないという御指摘をいただいております。そこで、本市はこれまで継続的に習志野警察署と協議を重ねてまいりました。その結果、警察側においても現地の危険性を認識していただき、そして国道14号の南側の歩道に歩行者用信号機を設置していただくと報告をいただきました。これにより市道を北上し、国道に進入する車両と国道の南側の歩道を通行する歩行者等との接触事故が防止できるもの、交通事故の防止に大変役立つものというふう

に受けとめております。  
なお、当該信号機の設置時期は明確にされておりませんが、平成28年度の早期に設置されるよう引き続き習志野警察署に要望してまいります。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◆24番(小川利枝子君) はい。市長、御答弁ありがとうございました。

それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

初めに、子育て支援について伺わせていただきます。ただいまの市長答弁から、行政はぶれることなく進んでいることを確認できました。具体的な事業名も示されましたことから、市長みずから先頭に立って、そして末端にまで目を行き届かせながら推進しているものと理解させていただきます。これまでの機構のあり方にはそれなりの理由があったと思います。また、10年を超える期間、こども部創設の目的であった子ども施策の一元化が今まで成就できなかった、このことに対してもそれなりの理由があったと思います。したがって、平成28年度は非常に重要な検討期間であると考えます。そこで、子ども施策の一元化に向けた平成28年度の具体的な進め方についてお伺いいたします。

◎企画政策部長(諏訪晴信君) はい。お尋ねの件に関しまして、新年度でございますので、部局名は組織改正後の名称をもってお答えをさせていただきたいと思っております。28年以降の行政組織の改正でございますけれども、行政組織を所掌いたします政策経営部総合政策課が中心となりまして、具体的には5月以降となると予定しておりますけれども、こども部、健康福祉部、生涯学習部が所掌いたしております子ども施策の現状の課題、あるいは支援の現場の声、こういったものを踏まえながら協議を重ねてまいりたいと考えております。そして、素案を取りまとめ、所要の手続を経まして、平成29年4月実施ということを目指してまいります。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) ありがとうございます。子ども施策の一元化につきましては、来年度から名称が変わります政策経営部総合政策課にとりまして、大きな事業の一つになるんだろうと思います。ぜひ、5月以降という御答弁ございましたけれども、滞ることなく、関連部署で協議を重ねていただきまして、特に支援の現場の声をしっかり酌み取りながらまとめていただきたいと思います。そこで、ただいま企画政策部長からございました明確な方針に対して、関連部署である健康福祉部、こども部、生涯学習部はそれぞれの立場で平成28年度においてどのような課題があって整理していこうと、このように考えているのか御説明願います。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) はい。子ども施策に係る組織の統合につきまして、健康福祉部において平成28年度中に整理すべき課題につきましてお答えをいたします。

現在の保健福祉部が所掌しております子育て支援関連の部署や施策といたしましては、ひまわり発達相談センター、あじさい療育支援センター及び健康支援課の母子保健係で実施をしております母子保健関連の事業がございます。

まず、ひまわり発達相談センターとあじさい療育支援センターは成長・発達に不安や心配のあるお子さんや障がいをお持ちのお子様とその御家族の御相談に応じながら、必要な指導や療育を行う子育て支援の専門施設と位置づけているものでございます。両センターを利用されるお子様は一人一人にさまざまな支援を要するお子様ですけれども、子育て支援に係る組織的な統合の中で障がいの有無にかかわらず、幼いころからともに育ち合える環境を整えることができるとともに、障がいのあるお子様の指導に携わることができる人材育成の面からもメリットが望めます。

なお、その場合、センターの利用に当たりまして必要となるサービス支給決定や給付管理といった行政手続につきましては健康福祉部の障がい福祉課が続けて所掌するということとなりますので、利用の手続が煩雑になることがないように整理をしていかなければならないというように考えております。

次に、母子保健に係る業務につきましては、本市が昭和49年から保健師を中心とした地区保健活動の一環として展開をしてきた事業であります。地区保健活動は健康課題に気づいていなかったり、支援の必要性を訴えることが難しかったりする市民へのアプローチを初め、家族や地域の健康課題を把握し、地域全体の健康づくりにつなげていく活動であります。そのため、地区保健活動を中心的に担う保健師には、母子から高齢者まで切れ目のない支援ができるスキルが求められます。また、国からは、保健師には個人の健康問題の共通点や地域特性から地域の健康課題を総合的に捉えて、健康問題の解決に向けて住民相互をつなぐ役割を求められております。これらのことから、今年度市内において保健師の役割やキャリア活動について協議をする習志野市保健師業務連絡会を立ち上げておりますので、母子保健業務の組織統合につきましては、ここでの議論を踏まえて慎重に判断をまいります。以上です。

◎こども部長(早瀬登美雄君) はい。それでは、こども部において28年度中に整理すべき課題についてお答えをいたします。

先ほど、企画政策部長より子ども施策の統合については平成29年4月の実施を目指すとの答弁がございました。こども部といたしましては、保健福祉部や生涯学習部が所掌する子ども施策を受け入れる立場でございます。受け入れる業務内容の整理及びこども部内に体制を整える必要があると考えております。具体的には、これまで就学前に重きを置いていたこども部の組織体制を見直し、産まれる前からその子が18歳の青年になるまでの間切れ目なく必要な支援を実施できる組織構成を十分に検討していくこと。そして、保健福祉部や教育委員会とのつながりを強化し、共同体制のもと、一人一人の子どもの支援を可能にする体制について検討することとでございます。こうした課題について平成28年度はまずは幼稚園、保育所、こども園を含め、こども部内において業務内容等について精査をし、その上で関係部署と十分協議を重ね、全ての子どもが自分らしく健やかに成長し、保護者が安心して子育てできる環境を整えてまいりたいと考えております。以上です。

◎生涯学習部長(広瀬宏幸君) 今ほど子ども施策の統合について課題はどういうものがあるかということで各部長から答弁がございましたが、生涯学習部といたしましても、平成29年度には放課後児童会に関する業務をこども部へ移管する方向で準備を進めているところでございます。そのために、28年度に整理しなければならない課題といたしましては支援員の確保を含め、長期的に安定した放課後児童会の運営であると認識をしているところでございます。したがって、業務移管を実施するに当たり、支援員の賃金水準を引き上げること、さらには民間活力の導入の検証が必要であると考えております。

賃金の引き上げにつきましては、今回の定例会において平成28年度一般会計予算に予算案として計上しており、支援員の確保についてより一層の努力をしております。

また、民間活力の導入につきましては、現在近隣市にアンケート調査を実施しているところでございます。今後このアンケート調査結果をもとに現地視察などを実施し、本市の運営状況に照らし合わせ、平成29年度導入に向けて検討してまいります。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。特に保健福祉部長の答弁にございました母子保健活動ですね、これは切れ目のない支援を目指す地区保健活動、本当にそのとおりでございます。この地区保健活動にとりまして特に気づき、本当にこの気づきなど不可欠でございます。移管に関しては、その可否を含め十分協議を重ねていただくことを要望させていただきます。

また、教育委員会との連携、そして民間活力の導入などは、先ほどのお話もございましたけれども、支援の現場の声をしっかり酌み取っていただきまして、まとめていっていただきますようお願いいたします。

そこで、子ども施策の一元化で忘れてはならないのが、特別な支援を要する子どもの切れ目のない支援体制、この構築でございます。この問題につきましては、これまでも毎議会の場で確認してまいりました。また、乳児期、幼児期、学童期と一人のお子さんが福祉の枠組みによって一貫性のない支援で混乱する実情、これも指摘してまいりました。

そこで、一元化の方針が打ち出された今、特別な支援を要するお子さんにかかわる来年度からの健康福祉部、こども部、そして18歳までの切れ目のない支援を目指す一元化でございますが、18歳の青年になるまでの9年間、この9年間という義務教育期間を担う教育委員会の連携についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) はい。特別な支援を要する幼児、児童に対する各部の連携につきまして、保健福祉部のほうからお答えをいたします。

保健福祉部では発達支援サポートネットワーク会議や市民協働こども発達支援推進協議会、発達支援施策庁内連絡会などの会議を主催しながら、こども部、教育委員会等との関係部署と綿密な情報共有及び意見交換を重ねております。これらの会議で議論を重ねることにより、特別な支援を要する子どもたちに対する職員の専門的な知識の向上や理解の醸成にもつなげていきたいと考えているところでございます。また、個々の子どもの経費について、幼稚園や保育所、こども園等と連携をいたしまして、ともに育ち合える保育教育環境の整備を目指し、ひまわり発達相談センターのアウトリーチ型支援であります巡回相談を実施しております。

さらに、個々のケースの支援が幼児期から就学期にかけて途切れないようにすることが重要であります。そこで、乳幼児個別支援計画と、教育委員会が所管をいたしております個別の教育支

援計画との継続性を保ち、ひまわり発達相談センターと保育所や幼稚園からも職員が学校に直接出向きまして、個々のケースの支援の確実な引き継ぎを図っているところでございます。

このように学校、ひまわり発達相談センター、幼稚園、保育所等で直接子どもにかかわっている現場の職員同士の顔と顔が見える関係づくりを進め、支援の手だてを共有していくことにより、現場の職員間の連携を深めるだけでなく、子どもにかかわる職員の専門性のスキルアップにもつながっていくものと認識をしております。ひまわり発達相談センターでは、このような職員間の連携が職員の資質の向上に着実に結びつくよう、職員向けの研修のあり方にさらに工夫を加えて実施をしてみたいと考えております。

◎**こども部長(早瀬登美雄君)** それでは、こども部におけます各部との連携についてお答えをさせていただきます。

最初に、発達に課題があるお子さんが青年期まで健やかに成長するためには、現在こども部が所管します幼稚園、保育所、こども園、そして保健福祉部が所管しますひまわり発達相談センター、あじさい療育支援センター、さらには教育委員会が所管します小学校、中学校との連携が必要でございまして。これらの施設とつながりを持ち、個々に寄り添いながら継続的な支援を可能にするには、最初に支援を求めた場所における初期対応がその後の支援の重要な鍵を握ることになります。近年、個々の相談内容もさまざまでございます。こども部としましては、職員のスキルアップを含め、改めて窓口の体制強化に努めてまいりたいと考えております。その上で、議員御指摘のとおり、組織と人、さらにはつながりが大変重要であると認識しております。子どもたち一人一人が青年になるまでの間、健やかに成長できるためのさまざまな支援において、保健福祉部、教育委員会を初めとする関係機関との連携は必要不可欠でございます。個々に応じた丁寧な支援体制を整えるために、それぞれの部署での支援を子どもの成長に即しつなげていく役割をこども部が担えるよう今後も取り組んでまいります。以上です。

◎**学校教育部参事(田久保正彦君)** はい。それでは御質問にお答えさせていただきます。

教育委員会といたしましては、全ての児童・生徒への適切な支援が必要であると捉えております。次に、特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、総合的な連続した支援の充実が課題であると考えております。これまで保護者同意のもと、個別の教育支援計画を作成することで特別な支援を必要とするお子さんの支援方法などを共有し、教育委員会、こども部、保健福祉部が連携し支援の充実を図ってまいりました。また、小学校入学の際にはそれぞれの部署と一緒に学校と引き継ぎを行い、支援にかかわる教職員が学校生活で適切な支援が行えるよう取り組んでまいりました。今後は、より総合的な見地から特別な支援を必要とする児童・生徒への支援を図るため、現在、教育委員会、こども部、保健福祉部がそれぞれに行っております巡回訪問を、情報共有などのためにも連携して訪問したり、個別の教育支援計画を見直したりする中で取り組んでまいりたいと考えております。また、人事配置につきましても、引き続き県教育委員会へ要請する中で検討をしてみたいと思います。今後も一人一人の子どもに応じた支援の方法を検討し、実践に結びつけていく中でよりよい学習環境を整えていけるよう取り組んでまいります。以上でございます。

◆**24番(小川利枝子君)** ありがとうございます。連携は必要、そして不可欠であるとの言葉が一様にお聞きできたものと理解し、とても安心いたしました。私は昨年12月定例会、この場で、我が子の発達に不安を持ち、そして必死に支援を求める御家庭に対し、学校そして教育委員会そし

て保健福祉部、こども部が問題の共有を図れなかった。そして共有が図れず、個々にそれぞれが行っていた。そういうことによって親御さんの立場から申し上げれば、見過ごされてきた、また放置されてきた、このように言われても仕方がない。このような問題提起とさせていただきます。発達障がいをお持ちのお子さんは、乳幼児期から支援の積み重ねがとても大切でございます。そしてこうした問題は子ども、そして御家庭の将来まで影響が及びます。これは一家庭だけの問題ではない。こういうことをいま一度肝に銘じていただきたいと思います。そして二度とこうした不幸な事態を繰り返してはならない。このことも強く申し上げたいと思っております。ぜひ、御答弁に実践という言葉がございました。御答弁どおりに実践をしていただきまして、多くの御家庭が抱える不安、怒り、不信感、これを安心、喜び、信頼へ、そして諦めから希望へと変えていただきたいと思います。強く求めます。

今後の実践に当たってのキーワード、これはただいま保健福祉部長からございました職員の専門的な知識の向上、職員の専門性のスキルアップ、またこども部長からの職員のスキルアップであったように思います。ともかく人の力が重要でございます。要はどこまで専門性を有しているか。子どもや保護者、そして職員間の信頼関係、これが基礎でございます。また、円滑な連携の可否に結びつくと、このように考えております。

しかしながら、専門職、これは容易に養成できるものではないことも承知いたしております。さまざまな研修を施したとしても時間を要します。であるならば、以前より私提案していることですが、人事交流によってそれぞれの部署が必要とする人材を補完し合う、こういうことはできないものなのか。習志野市の職員は1,500人弱。教育委員会を含めればさらにふえます。子ども施策の推進、特に発達支援を念頭に置くのであれば、医療系、福祉系、そして教育系の資格を有する人材が望まれることは自明の理ではないでしょうか。そこで、本市におけるそれらの資格を有する職員の状況についてお伺いいたします。

◎総務部長(市川隆幸君) はい。専門職の職員の状況、配置の関係の御質問だと思います。

私ども行政職の職員の専門職の職員数について申し上げます。まず医療系ということで、平成27年4月1日現在86名在籍しております。内訳は保健師が41名、看護師が7名、栄養士が26名、理学療法士が3名、作業療法士1名、歯科衛生士3名、言語聴覚士5名でございます。また、行政職の中で教員免許保有者、これについては67名いることを確認しております。このほか教育委員会からの報告では、本市の小・中学校の本務者及び講師のうち特別支援免許の保有者は平成27年5月現在で小学校42名、中学校が15名、合計57名であると伺っております。

なお、先ほど行政職の職員の内訳につきまして申し上げましたが、医療系の専門職の職員数につきましては、各部局の業務をするために必要な職種及び人数として過去から採用時に確保してきた職種、人数でございます。また、教員免許保有者につきましては、職員の履歴等の書類から参考までに抽出した人数でございます。したがって、子育て支援に係る職場への職員の配置に関しましては、現時点では教員免許保有者の有無を認識したものとはなっておりません。あわせて、先ほど私保健師の人数を4名と申し上げました。41名の誤りで、おわびして訂正いたします。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。教員免許を持っている行政職が教育委員会に、また医療や福祉系の資格を持っている教員が逆に市長事務部局に、こういう形をとられ



ば、組織にとっても、また職員にとっても有益な面があるのではないかと、このように考える次第でございます。専門職の資格取得状況、再度調べ直していただいて、また視点を変えて、子育て支援という、こういう観点からまた検討していただきたいですし、ぜひ一考していただきたいと要望させていただきます。この問題につきましては改めて議論させていただきます。

仮にこのような提案が実現したとしても、学校現場はやはり教員によります。先ほどの学校教育部参事の御答弁に、よりよい学習環境を整えていくと、このようにございました。また、昨日、一般質問の中では教育長は、授業は教師が児童・生徒と向き合う時間であると、このような御答弁がされました。識者の中からも、教師こそ最大の教育環境であると、このような御指摘がなされているところがございますが、これは本当に、昨日教育長のお言葉を伺いまして、教師こそ最大の教育環境、このように認識をする中で進めていただいていると私も理解させていただきまして、安心を覚えました。

そこで、特別支援を含む子ども施策に総合的に対処できる教員の養成についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

◎学校教育部参事(田久保正彦君) はい。御質問にお答えさせていただきます。

初めに、教育委員会といたしましては、学校全校体制で一人一人の児童・生徒に合わせた支援を行っていくことが大切であり、そのための実践力を一人一人の教員が身につけていくことが重要と考えております。このことから、これまでも行ってはおりますが、さらに経験年数に合わせました研修内容を計画的に実施できるよう研修の時期、参加者、内容等を見直す中、より実践的なものにしていきたいと考えております。さらに、専門性を高めるために、特別支援学校教諭の免許状取得を積極的に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) ありがとうございます。学校現場も本当に先生方大変だと思います。発達支援に加えましていじめ、また不登校、そして貧困問題、こうしたさまざまな課題が複雑化・多様化しております。そういう中であって、専門性の高い対応、これが必要なケースも少なくございません。ぜひ、保健福祉部、来年度の健康福祉部、そしてこども部、教育委員会とのつながりを強化して、補完し合いながら実践され、ぜひ目に見える形で成果を出していただきたい、このように要望してこの問題は終わらせていただきます。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、債権管理に係る再質問に移らせていただきます。

先ほどの市長答弁では、収入未済額は約30億円、大幅な縮減は見込めないと、このようにございました。そこで、すぐに頭に浮かんだのは現在取り組んでいる、老朽化が進む公共施設でございます。その30億円、これをきちんと徴収していれば、このように――これは習志野市だけの特殊な事情ではない、このことはよく理解いたします。でも、やはり市民目線に立てば、このような感想は当然ではないでしょうか。私はこのように思っております。

そこで、主な原因として挙げられた生活困窮とはどのような状況なのか。その定義についてお伺いいたします。

◎財政部長(白川久雄君) はい。生活困窮者にかかわる定義ということでございます。これにつきましては、地方税法上明確な定義はございません。そういった意味では、私ども、納税をしていただく段階でどのような判断をしていくかということになろうかと思っておりますけれども、それにつきましては、窓口等での滞納者の申し出内容もしくは私どもの財産調査、その方の御家族の状況もしく

は経済状況等々を踏まえた形の中で、一例でいえば生活保護に準ずるレベルであるとか、もしくは納税に当たって分割納付をしていかなければならない状況であるとか、そういったことを総合的に判断し、いわゆる生活困窮者という形の中での対応として処理させていただいているという状況でございます。ちなみに、滞納者全体にかかわります、ただいま申し上げました生活困窮者の割合でございますけれども、26年度の状況で申し上げますと、市税におきましては約38%、保険料につきましては約43%、こういった状況でございます。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。明確な定義がない。このような御答弁でございましたが、私はこれはいかがなものかなと思っております。滞納している市民、この40%前後が生活困窮である。このような説明がございました。しかし、この分類が曖昧過ぎるのではないかと、このようにも思っております。これではきちんと納付している市民が果たして納得できるのかどうか。この辺も懸念するところでございます。この件に関しましてはこれ以上突き詰めることはいたしません、ぜひ今後は定義を定めて、そしてきちんと実態を調査していくこと、そして分類をしっかりとしていく、これを私は要望させていただきます。

そして次に、時間がございませんので済みません、市長答弁にございました一定の成果、これはどのような内容なのかお伺いいたします。

◎財政部長(白川久雄君) はい。ただいま小川議員のほうから生活困窮者に対する定義という部分でございまして、なかなかそういった部分では、滞納を解消するという部分では難しい場面もございまして、そういった意味で、冒頭市長から申し上げました一定の成果ということでお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、市税及び保険料の収入の未済につきましては、若干であります、縮減をしてございまして、状況を申し上げますと、平成27年度に見込まれます市税と保険料の収入未済額、これを合わせて約27億6,000万円でございます。そういった中で、前年度決算額と比較をいたしますと約2,000万円、結果としては縮減をする見込みでございまして、そういった意味では、この内容といたしましてはこれまでの納付相談もしくは財産調査、あるいは執行停止、差し押さえ等々、強制的な対応も法的な処分として対応させていただいたところでございまして、そういった状況の中での結果ということで、これらの縮減に結びついているものかなというふうに認識しております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。累積が当たり前のようになっておりました。滞納が一步でも縮減に向けて進んだと。これは私は評価させていただきます。今後も、部長答弁にございましたように、継続、本当にこれが大事だと思っておりますので、しっかり継続に努めていただきたいと思っております。しかし、この定義がない。大変だということもわかります。しかし、この定義がないとはいっても、生活困窮と見なされているものが40%前後、そして30億円に近い収入未済に対して、先ほども部長のほうから若干ではございますがという御説明がありましたけれども、収納はこの30億円に対して2,000万円という状況でございます。こうした実情をお聞きいたしますと、滞納者との接触ですね、これがどうなっているのかなと。少ないんじゃないのかなと、そのような気がいたします。滞納者の実態を知ることで、納付には結びつけることができますし、あるいは生活再建のためにやはり市民をつなげてさしあげられる。こうした接触するということが最大の近道であると考えます。そこで、滞納者との折衝状況について御説明いただきますでしょうか。

◎**財政部長(白川久雄君)** はい。ただいま御指摘いただいたとおり、毎年滞納者に直接会って折衝するという部分については非常に重要なことではありますが、現実的に時間的にも人数的にもそれは大変困難でございます。そういった意味でもできる限り私どもといたしましては対面もしくは電話催告ということで、直接的な納付相談等を行う形の中で取り組んでいるところでございます。そういった意味では、私どもの取り組みといたしましては、そういった機会をふやすための休日納付相談もしくは時間外の相談の延長というような形の中で、相談の体制の確保の強化という取り組みをしているところでございますし、あわせて徴収員による訪問もしくはコールセンターによる電話催告、さらには督促状、催告書等々納付書による納付の意識の勧奨というような形の中で取り組んでいるところでございます。そういった意味では納付勧奨を通じて積極的な働きを日々とり行っているということで、まずはそのことを御理解いただければというふうに思います。

あわせて、後段の生活再建でございますけれども、これにつきましては私どもも当然そういった部分を含めて対応しなきゃいけないという認識はございます。そういった意味では自立支援に対する総合相談窓口のらいふあっぷ習志野、さらには生活相談課、債権を所管しているのみならず制度を所管している各課への御案内というような形の中で、それぞれ全庁的な連携を図る中で、それぞれ御案内をし、連携を密に対応しているということで御理解いただければというふうに思います。

◆**24番(小川利枝子君)** はい。ありがとうございます。今の御答弁をいただきまして、今取り組んでいることをまた継続してやっていきますと、このような御答弁であったかなと理解いたします。これからもぜひ継続大事ですので、しっかり努めていただきたいと思います。

しかし、1点気になることなんですが、この業務を担える職員が配置されているのかどうか。また、職員が継続して業務を担える環境ですね、先ほども時間も無い、それから人数的なこともおっしゃってございましたけれども、そういう業務に当たることのできる状況に、環境にあるのかどうか。この点が大変気になりました。そこで、現在の徴収担当職員の経歴についてお伺いいたします。

◎**財政部長(白川久雄君)** はい。私ども財政部の税制課におきましては、市税並びに保険料、これを担当してございます。収入未済の9割を占めます市税と保険料、これは私ども税制課の徴収係が担当してございます。配置されている一般の正規職員の人数で申し上げますと8名。この8名でございますけれども、御質問のありました経歴、いわゆる在職年数ということで御答弁申し上げますと、8名のうち6年を経過している者が1名、3年が1名、2年が2名、1年が4名と、こういう状況でございます。これまでの業務経歴といたしまして、保険料も同時に対応しているところでございますが、生活再建も含めて福祉関係の業務で経験している者はそのうち2名でございます。保険料・国保・介護にかかわる経歴につきましてはの経験を持っている者はございませんので、保険料にかかわる相談、制度の内容の御案内等々につきましてはそれぞれ所管課と連携をしながら対応しているというような状況でございます。

あわせて、徴収につきましては、もう一つ財政部におきましては債権管理課、これを25年度に立ち上げました。いわゆる徴収困難案件等々を含めた形の中で対応しているところでございますが、この債権管理課には設立当時から国税庁のOBの方を配置いたしまして、徴収指導員という形の中で、債権を所管している各課に対しさまざまな観点からの徴収に対する指導もしくは知識

の向上等々を行う形の中で、幅広い視点での資質の向上という形で取り組んでいるところでございます。以上です。

◆24番(小川利枝子君) ありがとうございます。今年度、徴収係では高額班、これを設置して2名の職員を配置して、徴収強化に取り組んできたと同いました。そうした意欲は本当に大切ですし、もうぜひ頑張って取り組んでいただきたいと期待をいたしているところでございます。しかし、そこに配置された職員が、先ほども御説明がございましたけれども、徴収係の8名のうち、1年、新規採用を含めて4人、それから2年目が2人、もうそこで3分の2の職員になっておりますが、その高額班に配置された職員が2年目と新採であるとお聞きしまして、私はもう本当に驚きました。経験と知識の浅い担当者が担う高額班ってどうなのでしょうかね。本当に台所事情が透けて見えると申しましょか、とても心配になりました。職員は本当に頑張っていると思います。御苦労されているのではないかと察しているところでございます。頭が下がる思いでございます。

さらに気になったところですが、国民健康保険そして介護保険業務の経験者がいないと、こういうことですが、以前、私は債権管理の質問に際して、童話の「北風と太陽」、これを例に挙げさせていただきながら、制度をよく知っている、保険料って制度が私も本当になかなか覚えられなくて、本当に難しいんですね。この制度を熟知している職員がやはり滞納者に寄り添う。介護保険は皆さんご存じのとおり2年で失効されますから、本当に寄り添いながら徴収に結びつけていく。また、生活再建へとしっかり結びつけてさしあげる。こういうことが大切であると指摘させていただきました。保険料、本当に難しい。そういう中で、徴収係に保険料制度を知る職員がいない中、どのように徴収強化を図っているのか御説明お願いいたします。

◎財政部長(白川久雄君) はい。市税と保険料、これを私ども税制課のほうで担当しているところでございますけれども、基本的には双方、税目にかかわらず一元化をし、対応していく方針をとってございます。市税にしろ、保険料にしろ、現年度分、まずこの現年度分につきましては滞納を翌年度に持ち越さないという部分での対応がまずは肝要かなということで、現年度分を中心にまずは対応しているところでございます。そういった意味では、これらの現年度分の解消プラス過年度分の滞納につきましてはなかなか難しい部分がございますので、そういった方針を持って保険料も市税も同様に対応しているところでございます。

あわせまして、これはかねてより申し上げているところでございますけれども、それぞれ納付相談を行う形の中では、負担の能力のある方、資質のある方については基本的には法的処分という形の中でも強制的な対応もとらせていただくというところでございます。

あわせまして、保険料に対する強化ということでございますけれども、これにつきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、経験者がいないという状況の中にあっては、日常的な相互関係による連携を密にするような形の中での制度の周知もしくは検証を踏まえた中での対応もしているところでございますが、それぞれの賦課担当課との合同臨戸訪問による対応ということでの強化ということでも現在取り組んでいるところでございますので、そういったことも引き続き継続して行っていきたいというふうに考えてございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。行政は人であると常々私はこの場で求めさせていただいております。行政は人なのですから、やはり人材育成、これに努める必要がござ

います。本市の徴収担当職員の研修ですね、また来年度どのような徴収強化について取り組みを考えておられるのか。その点についてお伺いいたします。

◎**財政部長(白川久雄君)** はい。徴収事務に関しては、それぞれ専門的な知識を要するという部分についての研修が必要だというふうに認識をしているところでございます。これにつきましては、徴収を担当する職員もしくは所属長も含めまして、年に4回ほどの講習会を開催するという状況で取り組んでおりますし、債権管理課を主導とした各課との合同臨戸訪問、このことによって実務を通した形の中で職員の意識改革もしくは実務能力の向上、こういったものを図っていくというような形で考えているところでございます。

あわせまして、滞納整理事務につきましては基本的な情報から専門的な知識という部分につきましては、庁内LANを利用した形の中で滞納整理情報という部分で、実務レベルでの知識向上というような意識を、目的を持った形の中で定期的に情報配信をしているということで、日々からそのような取り組みをしているところでございます。

また、債権管理課につきましては、各部所管をしている困難案件もしくは訴訟等も含めた形の中でかなりそういった専門的な知識が必要となるという状況がございますので、こういった債権管理課の職員につきましては庁内外の研修もしくは講習会、こういったところに積極的に参加をさせるということで職員の徴収に係る知識もしくはノウハウについての習得に努めているというところでございます。

そういった中で、冒頭申し上げましたけれども、若干ながらの収入未済額の改善でございますけれども、生活困窮者等々の占める割合等を考えますと、大幅な収入未済額の改善というのは厳しい状況下でございますので、さらなる徴収強化に向けた取り組みというのが必要であるというふうに考えてございます。そういった意味では、来年度の取り組みということで、引き続き債権管理課、これを中心とした形の中で、債権を所管している各課への指導、合同臨戸等々を実施することによって、このことによる指導もしくは助言並びに確認等々、折衝状況等のノウハウを実質的な形の中で実務を通して習得していただくというような形と、徴収にかかります事務選定もしくはこういうのにかかる取り組み姿勢というような部分についての意識改革等々、債権管理課にかかわる支援体制の強化として来年度さらに見直しをかけた形の中で強化をしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

◆**24番(小川利枝子君)** はい。ありがとうございます。これまでの部長答弁をお聞きしまして、やはりキャリアを有する人材が配置されていれば、単なる、市民から見れば取り立て、そういう部分ではなく、やはり滞納者に寄り添った徴収、そして生活再建などさまざまな手法を講じられるのではないかと、また改めて感じているところでございます。

また、先ほど国民健康保険料等の保険料のことを伺わせていただきましたけれども、国民健康保険は平成30年度から制度が新制度に変わります。私も研修に行かせていただきましたけれども、新制度では徴収率の低い市町村に対しましては保険料が増額されていくと。ますます、そうならば市民の負担というものが大きくなっていくんですね。ですから、いかに保険料の徴収率を向上させていくか、ここがキーポイントだと、県の担当課長からも伺ってまいりましたし、私も本当にそこをしっかりと受けとめていかななくてはならないと、そのように感じて帰ってきた次第でございます。

来年度は国保年金課とともに窓口サービス推進室に統合されるということでございます。部長答

弁からもございましたけれども、しっかり連携していくということでございました。しっかり連携を密にさせていただいて取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、徴収につきましては、何度も申し上げます。この収入未済額が30億円でここ数年横ばいである。そして大幅な縮減が見込めない。こうした実情というものを受けとめていただきまして、今後ますます知識と経験、これが必要だと強く感じております。徴収担当者に限らず、今後はもっと多くの職員が学ぶ機会、こういうものが持てないものなのかなと考えます。ぜひ、この点につきましても一考いただきますようお願い申し上げます、この問題につきまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、最後になります。交通施策について再質問いたします。

市長から、現在の一般車両の停車スペースを若干移設するなどにより、障がい者送迎用の停車スペースを確保していただけると、このような温かくも前向きな御答弁を伺いまして、大変うれしく思います。ただ、障がい用、あそこの移設をしていただけるといふ場所を思い浮かべますと、駅から少し離れているんですね。障がいをお持ちの方にとってはできるだけ駅に近い場所、ここにこのスペースを確保していただければと最良の改善策になるのではないかと思います。ロータリーに入ってすぐの場所には荷さばきスペースがございまして、私が見たところでは、さほど荷さばきする車両が停車する頻度、そんなにはないのではないかなと見受けられてしまうんですね。こちらのスペースを確保することはできないものなのかなとお伺いいたします。

◎都市整備部長(福島泉君) はい。ただいま御質問にございましたように、障がいをお持ちの方のお立場から考えれば、サンロードビルの正面の入り口付近、直近の場所に送迎用の車の駐車スペースを確保することが適切というふうには思われます。但し、この場所はやはりワイガヤ通り、県道津田沼停車場線との交差部にも近く、それから車両の出入りが頻繁でございます。ただいま御質問にございました貨物車両でありますとか、そのほかにも企業の送迎バス、これらとの錯綜が生じますと、乗降の際の安全性に問題があるかなというふうに私ども考えております。専用スペースが確保できる場所で安全に安心して乗降していただくほうが適切というふうな判断のもとで、現状の一般車両スペース用の一部を移設いたしまして、そこにスペースを生み出そうと、こういった考え方でございます。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。よくわかりました。その点につきましては理解いたします。

では、先ほど確保はする、早期の実現に努める、このような御答弁をいただきました。早期という時期ですね、これが明言されておりませんでした。いつごろの見通しになるのか、その点、もし確認できるようございましたらお伺いさせていただきます。

◎都市整備部長(福島泉君) はい。先ほどの市長の答弁にもございましたように、今後、駅前広場の段差解消の検討や工事、それからタクシー業界への周知などを経まして供用と、こういった段取りになってまいります。市といたしましては、駅前空間のバリアフリー化を推進するという立場から、平成28年度の中ごろ、できますれば夏ごろには供用開始できるように努力をしております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。わかりました。ありがとうございます。そうですね、京成津田沼駅、この南口が今回の御答弁のように解決できれば一步前進となります。障がい者の利用される駅、

これは京成津田沼駅に限るばかりではございません。市内には7駅がございます。ほかの駅前の状況、これはどのようになっているのかお伺いいたします。

◎都市整備部長(福島泉君) はい。市内の各駅前ロータリーにおける障がい者の送迎車両用の停車スペース、こちらにつきましてお答え申し上げたいと思います。

まず、市内最大の乗降客数がございますJR津田沼駅ですけれども、南口はタクシー乗り場のやや千葉寄り、ペDESTリアンデッキ上と連絡をいたしますエレベーター付近でございますけれども、そちらにございます。それから同駅の北口、こちらはロータリーの東側のエレベーター付近、それぞれ停車スペースを確保して明示をしております。それから京成大久保駅の南口、それから竣工時期が最も新しい実籾駅の南口のロータリーにも同様の措置を講じさせていただいております。ただ、駅前ロータリーを擁しておりますJR新習志野駅前、それから実籾駅の北口はまだ設置をしていないと、こういった現状でございます。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。この問題は、ロータリー内に物理的なスペース、これがあるかないかという問題、また駅周辺における歩行空間の整備状況、またこういうこともあると思います。またさらには、ロータリーに乗り入れる車両数ですね、こういうことなど、さまざまな制約条件がある、これも承知しております。そういう中で一朝一夕で完成することは難しい、完成しないということも理解いたします。しかしながら、先ほど申し上げましたように、障がいをお持ちの方が利用される駅はJR津田沼駅、そして京成津田沼駅に限るものではございません。ぜひ、重点整備地区以外であっても、市域全体のバリアを解消する、こういう視点で今後とも改善を積み上げていただきますよう御努力をお願いしたいと要望させていただきます。

また、谷津2丁目に歩行者信号を設置していただけると市長答弁がございました。昨年には地元の町会からも要望書が提出されております。本当にこれ長年の住民の皆様の要望でございました。ようやく成果となってあらわれた。私も本当に感無量なんですけれども、私も本当にうれしく受けとめております。そしてここまでに至る、本当に長い期間でございました。ここまでに至る担当者の、担当者が代々かわってきておりますけれども、本当に引き継がれながら根気よく粘り強く交渉を続けてくださいました。そうした担当者の並々ならぬ粘り強い御努力、それが結実――この間も相原議員がたしかこの言葉で、済みません、私も結実したと本当に思っております。担当者の皆様には感謝申し上げたい。そして敬意を表させていただきます。

一つ一つは本当に小さなことでございます。しかし、この小さな市民の声の一つ一つの積み重ね、これがみんなが優しさでつながる、このまちに通じるものと私は確信いたします。行政は人なり。本当に常々市長もこの言葉を述べてくださっております。人というこの字は互いに支え合う姿をあらわしております。みんなが支え、そして支えられる、こういう社会、社会というのはそのように成り立っているものでございます。支えられる人は感謝を、そして支える人は誇りと、そして喜び、こうしたものをまた生み出せるものではないかと思えます。また、こうした姿が結実したときにこそ、本市の目指す「みんながやさしさでつながるまち」、この実現につながるものと私は確信いたします。

私ども公明党は常に目の前の一人の思いに共有してまいりました。そして寄り添ってまいりました。そしてこの共有、寄り添うということを政治の使命として考え行動してまいりました。これからも知恵は現場にあり、この信条のままに全力で働いてまいりたい、頑張ったいと思っております。

最後に、今回取り上げさせていただいたこの問題が一日も早く実現いたしますよう、市当局の一層の御努力をお願い申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。